

時局誌(二十)

H

生

Y

三月十五日

昭和十四年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツ

ル爲公債發行ニ關スル法律(法律第二號)

公布

ヒットラー總統とチエコ大統領ハ一ハ

氏との會談の結果チエコ即ちボヘミア、

モラヴィアをドイツへ合併するに決定し
十五日附合併の協定に調印した。其の後

次の共同コンミニケが發表された。

チエコ大統領ハ一ハ博士並にフヴァル

コウスキイ外相の要請に應じヒットラー

總統はリツベントロップ外相と共に十五

日ベルリンに於てチエコ首腦と會談を遂

げた。右會談に於てはチエコスロヴァキ

アの領土内で最近起つた諸事件によつて

醸成された重大事態につき徹底的検討を

行つた。兩國首腦は一切の努力を傾けて

中歐のこの地方に平和秩序並に安寧を維

持せねばならぬといふに意見一致した。

ハ一ハ大統領は右の目的を達する爲且は

又決定的鎮靜を齎す爲にはチエコ國民並

にチエコ國の運命をドイツ總統の手中に

委ねる可とする旨を宣言した。ヒット

ラー總統はこの宣言を受諾し「總統はチ

エコ國民をドイツの保護下に置き且その

特殊性に應じチエコの民族生活の自治的

發展を保障するに決した」旨を表明した。

十五日陸軍飛行隊吉田部隊の野本、松

山、島田各部隊は今川部隊の佐藤、谷村

山口各部隊と共に作戦の下に甘肅省の平

涼飛行場を襲ひ午前十時五分格納庫一棟

兵舎および附屬施設を完膚なきまでに粉

碎して歸還すれば代つて栗原、酒本、大

浦各部隊は午後零時半西安飛行場を襲ひ

敵機のなきを認め思ひ切つた低空で格納

庫二棟、兵舎數棟を爆撃全部命中火炎天

に冲する同飛行場をあとに鶴翼を連ねて

歸還した。

重慶の前衛防禦據點たる宜昌大爆撃は

中支一帯の天候恢復したる十四日武田大尉の指揮する精銳〇〇機によつて再び敢行された、この日午後三時三十分頃突如宜昌上空に現れた我が海の荒鷦大編隊は先づ同市東北部にある兵營群に對して果敢なる急降下爆撃を行つてこれを木葉微塵に粉碎し更に揚子江岸に繫留中の數十隻の小型軍用舟艇目がけて巨弾を浴せてこれを潰滅、續いて市街北部の兵舍並に軍事施設とおぼしき建物に連續投弾したが、果然命中弾は火薬庫を爆撃し黄色を交へたる黒煙が濛々と天に冲し凄惨なる情景を呈した。

ハンガリー軍はドイツ軍のチエコ進人と呼應し機械化部隊並に空軍援護の下にルテニア地方に進駐を行つてゐるがプラチスラーヴアよりの報道によればハンガリー軍は十五日ルテニア地方を完全に占領した。

三月十六日
滿洲國ニ於ケル領事裁判廢止ノ件（法律

第一〇號）人事調停法（法律第一一號）

公證人法中改正（法律第一三號）朝鮮私設鐵道補助法中改正（法律第一四號）電力管理法施行令中改正（勅令第六六號）昭和十四年度歲入歲出總核算並昭和十四年度各特別會計歲入歲出豫算公布

北支方面
一、連雲港附近で掃蕩實施中の海軍陸戰隊は十四日殘敵を制壓し、小銃十六、同彈藥包五百を鹵獲せる外地雷十二個を發見これを處分せり。
二、海軍航空隊は十四日舊黃河上流十浬附近で敵兵を満載せる小型舟艇群及び殘敵集結中の部落數ヶ所を銃爆撃しこれに多大の損害を與へたり。

三月十七日

森林法中改正（法律第一五號）林業種苗法（法律第一六號）陸軍身體檢查規則中改正（陸軍省令第一〇號）電力管理法施行規則（遞信省令第一〇號）昭和十四年度電話加入申込ノ制限ニ關スル件（遞信省令第一一號）公布

中支方面
一、十五日海軍航空隊の精銳部隊は敵軍の重要據點平江を急襲、市街中央部の軍事施設を始め兵營其の他市全面に亘り極めて的確なる爆撃を行、これに潰滅的打撃を與へ全機悉々歸還せり。

二、浙贛線交通機關攻撃任務を有する別

勦隊の〇〇機は十五日施船埠、進賢、鄱埠及び鷺潭驛附近で運行中の數個の列車及び鐵橋一を爆撃多大の戰果を收めたリ。

南支方面
海軍航空隊は十四日廈門北東方の敵陣地及び潮陽水道内敵軍用舟艇群を爆撃し之に多大の損害を與へたり。

三月十八日
森林法中改正（法律第一五號）林業種苗法（法律第一六號）陸軍身體檢查規則中改正（陸軍省令第一〇號）電力管理法施行規則（遞信省令第一〇號）昭和十四年度電話加入申込ノ制限ニ關スル件（遞信省令第一一號）公布

三月十四日のソ聯全聯邦第十八回黨大會席上カマノヴィツチ交通人民委員は第三次五ヶ年計畫の鐵道建設計畫に關して左の如き報告を行つた。

ソ聯鐵道の貨物輸送高は三三年の一晝

は八八、〇〇〇貨車に一・七倍の増加を示し、乗客輸送は三七年中に十一億四千二百七十萬人であつたが四二年に

は十四億六千三百萬人に増加の豫定で

ある、ソ聯鐵道は過去五年間に多くの建設を行ひ新線運轉を開始したもの五

千糸、複線工事の完了したもの八千糸でこの中にはカリムスカヤ、ハマロフ

スク間の線の複線完了を含む、然しながらソ聯鐵道には未だ多くの軽い軌條を使つてゐるものが多いことは認めねばならぬ。

貿易組合中央會の招待によるシャム人實業家日本視察團々長商業會議所書記長クンレルト氏以下八名は三月未明石山丸でベンコツクを出發一路訪日の途に上ることとなつた。

三月十八日

支那事變以來今日までの陸軍機による支那飛行機擊墜、撃破數につき十八日の大日本航空會社法案委員會において今西

三月二十一日

地方移植民職員制（勅令第六・七號）農業保險組合登記取扱手續（司法省令第三號）公布

大每東口取締役會長 高石眞五郎
陸軍中將 筑紫 熊七
在郷軍人會指導部長 中村 錦

航空本部第二課長から左の如く説明した
◇撃墜三百十三◇撃破百四十三。

明治四十五年法律第二十三號中改正（構太ニ於ケル石炭ノ採掘法法律第一八號）地方鐵道法中改正（法律第一九號）軌道法中改正（法律第二〇號）土木事業從事員共濟組合規則中改正（内務省令第一六號）公布

國民精神總動員中央聯盟では政府の總動員運動強化の方針に基き理事長に建築熊七中將の就任を見、同理事長の手許で

理事の人選を進めてゐたがこの程左の二十二名の人選を決定二十五日發令した。

元大蔵省主税局長 青木 得三
衆議院議員 加藤 謹一
貴族院議員 賀屋 興宣
日本青年國常務理事 栗原美能留
日本商工會議所會頭 伍堂 卓雄
産組中央會々頭 千石與太郎

三月二十二日

敗敵を再び粉碎せんと笠原部隊と協力して嵐縣の包圍攻撃を開始、同日午前九時半我が軍は赤都嵐縣の城頭高く凱歌を譽げた。

修養團主幹 蓮沼 門三

報德會理事長 花田伸之助

文化的協力に關する日本國
伊太利國間協定

第四條 本協定は署名の日より之を實施
すべく締約國の一方は十二月の豫告を
以て本協定を廢棄することを得

同盟通信社常務理事 古野伊之助

衆議院議員 星島 二郎

産業報國聯盟常務理事 町田辰次郎

中央教化團體聯合會理事長 松井 茂

國の永き傳統に基礎を置く固有の文化を
相互に尊重し且兩國間の各種の文化關係
を増進し以て兩國間の相互的理懈を深か

東京手形交換所理事長 森 廣藏

衆議院議員 守屋 榮夫

貴族院議員 吉田 茂

らしむると共に既に幸に兩國を結合する
友好及び相互的信賴の關係を益々鞏固な
らしむるの希望に均しく促され左の通り

大日本婦人聯合會々長 吉岡 弼生

貴族院議員 子爵 関部 長景

朝日新聞主筆 緒方 竹虎

協定せり。

第一條 締約國は其の文化關係を堅實な
る基礎の上に樹立する爲努力すべく且
之に付最も緊密なる協力を爲すべし。

第二條 締約國は前條の目的を達成する
爲學術、美術、音樂、文學、演劇、映
兵轉科ニ關スル件中改正(勅令第六九號)

チフラント・アウリチ
右につき外務省の聲明する所は次の通
りである。

三月二十三日
青年學校教育費國庫補助法(法律第二二
號)鑄業法中改正(法律第二三號)海軍
公佈
日伊兩國の緊密なる文化提携を約束す

第三條 前條の規定の實施に必要な細
則は締約國の權限ある官憲間の合意を
以て決定せらるべき。

日伊文化協定の調印式は二十三日午後
三時外相官邸において舉行、其の協定す
る所は次の通りである。

本協定が防共協定に依つて日伊兩國の親
府は欣然之に應諾し茲に本日文化的協力
に關する協定が調印せられたのであつて

善が更に緊密を加へ來り居る今日實施せらるゝこととなつたのは同慶の至りである、

本協定は其の前文において日伊兩國の文化的關係増進の爲の協力は兩國古今の文化の眞髓を基調とするものなることを明確に宣言し本文に於ては兩締約國の立脚すべき一般的原則を設定してゐるものである、本協定に記載せられてゐる諸種の文化的協力に關する問題の中兩國の

權限ある官憲は不取敢左の諸事項を協議決定することとなつてゐる。

一、兩締約國の一により提案せらるべき員會の設置
二、兩國の文化的接近に資すべき新なる文化施設の設置及び既存の此の種文化施設の維持並に擴充
三、本協定の指導精神に遵由し且追て協定せらるべき範圍に於て行はるべき兩國學校教科書の補正

四、政府派遣留学生に對する便宜供與

五、教授並に學生交換の增進

六、兩國の一に於て文化的活動に從事す

る者に對する相互推薦

七、青少年團による交遊の増進

八、圖書、雑誌交換

九、兩國の文化的接近に資すべき一般並に専門的文獻翻譯の相互獎勵

十、藝術文化交換

十一、映畫交換

十二、交換放送

十三、陳庄西方高地に進出、包圍陣形より溢れ潰走する敵を擊滅中のわが白濱、高木

宮脇、飯島の諸部隊は二十三日午後三時南方に轉じ修水河と同北方高地大脳尖において退路を絶たれ右往左往する敵大部隊に駁々自白兵戦を挑み小銃一千、小銃弾三萬發を鹵獲、敵の遺棄死體一萬を數へ

十四、去る三月一日大阪府枚方禁野陸軍倉庫における火災事故に關しその責任者たる諸官並にその後任等につき左の通り發令せられた。

十五、陸軍兵器本廠長陸軍少將 三村 友藏

十六、第十五三、第五十七師に屬する二萬二千の敵に對して二十日拂曉より攻

撃を開始した我が藤崎、成友、野口、池田各部隊は逐次戰果を擴大しつゝ進撃敵の死體を遺棄し敗走、我が方は捕虜六百五十、チエコ機銃四十四、小銃四百、速射砲一を得た、一方蔡氏（安義東北約十七キロ）東北方高地における二十一日から二十二日朝にかけての戰闘の結果この方面の敵は第七十六師で我が軍の猛撃によつて殲滅的損害を受けたるものゝ如く捕虜の言によると七十六師は最近編成されたもので兵力は約八千であつたのが二十二日夕刻の敵兵力は僅か千五百名である。

十七、

陸軍兵器本廠附砲兵大佐 松木 正直
陸軍兵器本廠附砲兵大佐(各通) 諸備役被仰付

大坂陸軍兵器支廠附砲兵大尉 栗田 良三
停職被仰付

陸軍少將 渡邊 正夫

補陸軍兵器本廠長

陸軍少將 伴 健雄

補陸軍造兵廠總務部長

陸軍少將 伴 健雄

金資金特別會計法中改正(法律第二四號)

軍用資源秘密保護法(法律第二九號)略

農業調整法(法律第二七號)肥料配給統制規則(農林商工省令第二號)公布

對岸蔡村高地を粉碎すべくわが海軍陸

修水河畔に於て敵陣を急襲突破せしる我

が軍は所在の敵を撃滅しつゝ概して西南

方に退却中なる敵を急追しつゝあり、わ

が快速部隊は敵中に楔入し早くも二十二

日夕には奉新城に突入せり、その他の部

隊も鴻水兩岸地區を急進中にして今二十

四日前八時半頃には奉新城に進入し更に敵を遠く〇〇方面に追撃中なり、箬溪

西南方地區の我が軍は逐次既設陣地に據り頑強に抵抗せる敵を力攻し箬溪、武寧平江道に沿ひ戰果を擴張中なり、航空部隊は退却する敵を隨所に爆撃し多大の損害を與へたり二十三日夕までに調査し得たる戰果の概要左の如し。

我が海軍陸戰隊磯野、佐土原、中川、本川各部隊は敵の猛烈なる銃砲火を冒しつゝ二十三日午前十時半吳城東方の敵正面に上陸果敢な猛進撃を避けつゝ同午後一時三十分遂に吳城を占領した。

三月二十五日

公債追加發行ニ關スル件(法律第二九號)

日本產金振興株式會社中改正(法律第三二號)昭和十四年度歲入歲出總豫算追加ノ件昭和十四年度各特別會計歲入歲出豫算追加公布

三月二十六日

若松、藤崎、成友、迫田、池田等の各

部隊は二十五日午後修水河北岸津口を距る四十八キロの堅蟲廟前街を抜き破竹の勢を以て更に南進二十六日未明遂に修水

南岸地區における敵重要據點靖安縣城を占領、先鋒は息つく暇もなく更に南下遂に奉新縣城に達し茲に先着の〇〇部隊と握手なつた。

三月二十七日

國勢調査臨時施行ニ關スル件（法律第三

三號）臺灣米穀移出管理特別會計法（法
律第三五號）軍田自動車検査法（法律第

三六號）競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律
(法律第三八號)國民精神總動員委員會官

制（勅令第八〇號）傷兵保護院官制中改
正（勅令第八二號）文化的協力ニ關スル

日本國伊太利國間協定（條約第三號）公布
三月二十八日

災害被害者ニ對スル租稅ノ減免徵收猶豫
等ニ關スル法律（法律第三九號）保險法
中改正（法律第四一號）公布

日本國伊太利國間協定（條約第三號）公布
三月二十九日

司法保護事業法（法律第四二號）花柳病
豫防法中改正（法律第四三號）登錄稅法
中改正（法律第四五號）昭和十四年度歲
入歲出總豫算追加、昭和十三年度各特別
會計歲入歲出追加公布

我が軍は二十九日午前五時修水河の要
衝武寧を遂に占領、城頭高く日章旗を掲
げた。

南昌西北端より突入した布施、松井の
兩部隊と相呼應して津田、岩下部隊も二
十八日午前市街南端城外に流れる二本の
クリークを渡渉南門より城内に進撃し南
北より市街中央部に迫つた、敵は昨夜來
殆ど姿を現さず我が軍は無人の野を行く
が如く南昌市街を席卷、正午掃蕩を終了
これを完全に手中に收めた、皇軍入城と
共に拂曉まで燃え續けた市内各所の火災

も焼み住民の姿も三々五々見受けられ南
昌城内剝る處に日章旗翻覆と譲つて居
れば二十八日午前八時半頃皇軍は南昌飛
行場を占領した。

〇〇基地に在る陸軍飛行隊の偵察によ
れば、事變特別稅法中改正（法律第四九號）臨
時利得稅法中改正（法律第四八號）臨
租稅措置法中改正（法律第五〇號）名古
屋帝國大學官制（勅令第一一二號）從業
者雇入制限令（勅令第一二六號）工場就
業時間制限令（勅令第一二七號）賃金統
制令（勅令第一二八號）賃金委員會官制
(勅令第一二九號)學校技能者養成令（勅
令第一三〇號）工場事業場技能者養成令
(勅令第一三一號)日本發送電株式會社法
中登記ノ手續ニ關スル件（勅令第一三二
號）農業保險法施行令中改正（勅令第一
三四號）產業組合自治監査法施行令（勅
令第一三六號）金資金ノ運用ニ關スル件
(勅令第一三七號)公布

武寧東方において堅固なる陣地に據り
頑強に抵抗し且逐次増加せる約九個師の
敵を攻撃中なりしわが軍は空陸相呼應し
てこれに徹底的打撃を與へ二十九日午前
三時武寧に突入り午前七時遂にこれを完
全に攻略せり。

敵遺棄死體二千、捕虜四百五十、鹵獲

兵器・重機四、軽機八、小銃百二十五

地雷十、小銃四百萬發、手榴彈七百五十、山砲七、軍馬二百頭、尙我が損害は極めて僅少である。

南昌の上流十數キロ曾家附近より贛江を渡河した〇〇部隊は二十九日午前十一時頃蓮塘市（南昌南方十五キロ）南方二十數キロの地點に進出、我が南昌攻略部隊に追はれて南方に潰走し来る敗敵を待ち構へ二十九、三十兩日に亘りこれを捕獲、痛快なる殲滅戦を展開した、二十九日同部隊の得たる戰果は左の如く夥しい數に上つてゐる。

三月三十一日
短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正（法律第五一號）國境取締法（法律第五二號）臨時陸軍材料資金特別會計法（法律第五四號）電氣廳官制（勅令第一五

三號）中央航空研究所官制（勅令第一五

四號）支那事變特別稅法施行規則中改正（勅令第一七五號）會社利益配當及資金融通令（勅令第一七九號）同上施行細則（閣

令第六號）臨時租稅措置法施行規則中改正（大藏省令第一三號）陸軍召集規則中改正（陸軍省令第一四號）公布

畏き邊りではイラン國皇太子モバメツド・レザバハラヴィ殿下とエチプト國皇妹ファウジア内親王殿下の御婚儀に中山公使を特派大使として参列せしめられた。

旨三十一日左の如く御沙汰あらせられ、畏き邊りではイラン國皇太子モバメツド・レザバハラヴィ殿下とエチプト國皇妹ファウジア内親王殿下の御婚儀に中山公使を特派大使として参列せしめられた。旨三十一日左の如く御沙汰あらせられ、

身ヲ武職ニ起シ籍ヲ文臣ニ班ス復古ノ

イラン國皇太子殿下婚儀に特派大使として参列被仰付

外務事務官 鶴岡 千仞

公使館二等通譯官 淺岡 五郎

海軍少佐 江口 穂積 明

イラン國皇太子婚儀に参列の特派大使隨

員を命ず

畏き邊りでは去る二十八日逝去した田中光顯翁が維新の功臣として多年政界に盡しました宮内大臣として側近に奉仕した

功績極めて顯著なるを恩召され、その葬儀に先立つて三十一日午前十一時戸田侍

從を勅使として澁谷區水川町の田中遜伯邸へ御差遣、特に左の御沙汰書を賜ひ更に祭資、幣帛、神饌並に御神一對を下賜

あらせられた、なほ皇后、皇太后兩陛下にもこの日御使を以て御神各一對を下賜あらせられた。

在朝ノ勤勞績賜命ニ昭ナリ逮ニ溢亡ラ
聞ク何ソ軫悼ニ勝ヘム宜シク使ヲ遣ハ
シ轉ヲ賜ヒ以テ弔慰セシムヘシ
三十一日夜汪兆錦は第三次聲明書を發表、昨年末重慶脱出後曾鳴横死に至るまでの彼の政治的見地と彼の今後の進退

につき内外に表明するところあつた、大要左の如し。

「重慶脱出に至るまでの汪のなせる和

平工作即ち南京陥落前後ドイツ大使ト
ラウトマン氏を通じての日支意思疏通
を圖りしこと、重慶におけるその後の

彼のメーテーに對する意思表示、而し

て出國に至る理由を述べ第二次の聲明
に次ぐ今回の第三次聲明において重慶

を去れるは彼が焦土抗戦による慘害を
避けんためにありしこと、國際關係よ

り東亞に速かなる和平を日支間に直接
任海軍大將(各通)

武勳輝く武靈攻略戦及び筈溪南方修水
河南岸地區の攻撃は激戦を以て終始し

たが、戦果もまた近來にない甚大なもの
があつた、即ち三月三十一日までに判明

したところでも
齊さん熱意に燃えて出でたることを説
き最後にこゝに至れる苦衷と曾仲鳴の
悲壯なる死を揃んでゐる」

四月一日

北海道土地組合法中改正(法律第六四號)

工業組合法中改正(法律第六五號)公布

天皇陛下には一日午前十時鳳凰ノ間に
出御、平沼首相侍立の上海軍大將に昇進
の加藤軍事參議官、長谷川横嶺長官の親

任式を行はせられ兩中將に對しそれぐ
親任の勅語を賜ひ、平沼首相より左の官
記を傳達された。

海軍中將 從三位

勳一等功三級子爵 加藤 隆義

海軍中將正四位 勳一等功四級 長谷川 淸

任海軍大將(各通)

武勳輝く武靈攻略戦及び筈溪南方修水
河南岸地區の攻撃は激戦を以て終始し

たが、戦果もまた近來にない甚大なもの
があつた、即ち三月三十一日までに判明

したところでも
齊さん熱意に燃えて出でたることを説
き最後にこゝに至れる苦衷と曾仲鳴の
悲壯なる死を揃んでゐる」

五十三、七十七、百五、百十七、百二
十五及び新編第十三、十六の十二個師

でその遺棄死體約三千、鹵獲品は小銃
九百五十、チエコ機銃二十九、速射砲

一、迫撃砲十二、爆薬無數、捕虜八百
餘名を算して居り。

敵師團の數は兩方面合すると實に十七個
師に上つてゐる、これらの敵師團名は勿
論捕虜或は遺棄死體から判明したものゝ
みでその他にもまだあるかも知れず長沙
及び南昌の側方を迂回して敵が繰出した

兵力は夥しい數に上つてゐた尙これら
の敵軍の中に最も勇敢に戦ひそのため又
最も被害の多かつたのは第十四、十五、
七十七の三個師で特に第七十七師の如き

七十七の三個師で特に第七十七師の如き
は國長(騎隊長)四名を失ひ營長(大隊
長)以下戰傷續出して全く戰闘力なく一
中隊平均二、三十名といふ悲惨な状態に

武寧方面、岩崎、飯島、宮脇、白濱、
藤村、富田、井上、益田、松井各部隊
の向つた武寧方面戰線の敵は第三、十
五、十六、二十六、五十、七十七、百
四十二及び新編第十四、十五の九個師
及びその補充團で、遺棄死體約五千八
百、鹵獲品小銃千五百、チエコ機銃二
十、小銃弾一萬五千、手榴弾一千、迫
撃砲一、同砲弾百、捕虜約百餘名。

陥つてゐるといはる。

贛江岸に沿ひ進撃又進撃の我が軍陽湖南下部隊は三十一日正午過ぎ樵舍前面の對面に上陸、更に同江對岸の陳家洲を手中に收め敗敵を追つて澄竹湖を陥入れ午後七時には南昌東北方十四キロの黃溪渡を完全に占領した。

四月二日

修水河畔における敵主陣地帶を突破し西南方に進撃中の我が軍は高安附近において抵抗せる新來の敵軍を擊破し二日前八時高安城を占領した。

四月四日

映畫法（法律第六六號）著作権ニ關スル

仲介業勝ニ關スル法律（法律第六七號）

商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律（法律第六八號）海運組合法（法律第六九號）造船事業法（法律第七〇號）船舶建造融資補給及損失補償法（法律第七一號）

警視廳官制中改正（勅令第一八一號）北海道廳官制中改正（勅令第一八三號）地

南部山西肅清戰における藤室、本越、岩切各部隊の綜合戰果左の如し

方官官制中改正（勅令第一八三號）自動車タイヤチユーブ配給統制規則（商工省

令第一八號）產業組合監査聯合會電話取扱手續（司法省令第一二號）輸出補償法施行規則中改正（商工省令第一七號）工

場事業場技能者養成令施行規則（厚生省令第三號）公布

昨年暮遂に暫定協定の締結を見ず懸案のまゝ越年した日ソ漁業交渉に關しては年初以來引續き東鄉、リトヴィノフ兩氏間に交渉を續行同を重ねること十九回に及んだが、遂に四月二日深更東鄉、リトヴィノフ兩氏間に協定の妥結を見た、協定の内容を要約すると

（一）倍區料は一割以上は値上げせず

（二）ループル換算率は從來通りとす

（一）我が方は四月四日の競賣に參加して競落した漁區は五ヶ年間安定せしめる

た、敵屍九十

◇イギリス（五名）G.A.ヘーリー、W.J.・ケズウイック、R.G.マクドナル

▲敵遺棄死體九百五十▲鹵獲品の主なるもの）迫撃砲二、同彈丸二百八十二

輕機十一、小銃百二十四、手榴彈七百十五、棉花千二百捆、鹽五百五十包、

曹達五百捆。

一、深瀬部隊は二日單縣附近に潛入せるた、敵遺棄死體五十七、捕虜十二

二、菊地部隊長の指揮する討伐隊は一日孔昭同匪の三千を南北より攻撃潰走せしめ次いで再び東北地區一帯を掃蕩し

本年度上海共同租界各國側參事會員九名の選舉の立候補は四日正午届出締切となつたが立候補者は定員通り九名であつたので選舉の手續を經ずして左の諸氏の當選が確定した。

ド、G・E・ミシドウエル、T・F・ポウ

エン

◇アメリカ（二名）A・C・コニツシユ

C・A・フランクリン

◇日本（二名）岡本乙一（村上法律事務所）杉坂富之助（大阪商船上海支社長）

四月五日

聯員健康保険法（法律第七三號）船員保險法（法律第七三號）健康保険法中改正

（法律第七四號）重要農林水產物增產助成規則（農林省令第一九號）公布

我が軍の南昌攻略戦における四日迄に判明した總戰果は次の如くで交戦した敵兵力は正規兵三十餘個師と壯丁團、學生隊、保安隊等である。

遺棄死體一萬七千百三十、捕虜七千九百七十九、鹵獲品は野山砲四十八門、迫撃砲十三門、その他十サンチ加農砲十二サンチ榴彈砲、速射砲、對戰車砲機關砲、重砲等十三門、重輕等の各機關銃百三十四挺、小銃四千三百十三挺

四月六日

種馬統制法（法律第七五號）軍馬資源保護法（法律第七六號）軍用自動車検査規則（陸軍省令第一五號）公布

五日中支方面における海軍航空隊の活動左の如し

一、有力なる航空部隊は惡天候を突破して湖北省に於ける殘存敵重要據點たる隨縣の敵密集部隊及び軍事施設を攻撃之に潰滅的打撃を與へたり

二、他の有力部隊は南昌南方に於ける陸軍の作戦に協力すると共に前日に引續き浙江線交通機關を攻撃、甚大なる損害を與へたり。

イタリー軍は五日夜完全にアルバニア國を占據した右に關しイタリー政府は六

砲彈二百七十九發、小銃彈四百一十八萬六千百六十發、手榴彈二萬二千七百八十九發、米三千俵、馬一千四十頭その他地雷、自動車、被服など多數であつた。

召還し重要會談を遂げた、右占領は同國の實質上のイタリー併合を意味し日下急迫せるバルカン並に歐洲の政情に適應する應急處置と解さる。

第十六代フランス大統領の選舉は五日午後ヴエルサイユ宮殿に於ける上下兩院合同の國民議會でジャンヌネー上院議長司會の下に嚴肅に執行された選舉の結果は豫想通りルブラン現大統領が五百六票の壓倒的多數を以て再選された、議場は一齊に喝采を以てこれを迎へたがたゞ共産黨議員のみは「辭職せよ、辭職せよ」と絶叫、議場は爲に暫く騒然たる情景を呈した。フランス憲法によれば新大統領は内閣を更迭することとなつてゐるがルブラン大統領の再選によりダラザエ内閣

の名目的辭職の如き形式的行事は行はれないことゝならう。

駐日クレーリー大使を迎へたカーラ大使は、五日夜八時より我が森島參事官及び

三浦總領事を官邸に招き、夕食を共にした後、クレーリー大使を中心に約二時間に亘り懇談を遂げた。日英側双方共會談内容については一切語ることを避けてゐるが、揚子江開放問題、租界問題をはじめ對支英國權益問題について重要意義を交換を遂げたものと見られる。なほ森島參事官は七日正午より大使館官邸にクレーリー、カーラ大使を招き、日本側よりは海軍武官野村中將及び陸軍櫻井警備司令官も出席隔意なき意見交換を行ふ筈である。

四月七日

宗教團體法（法律第七十七號）寺院等ニ無償貸付ノ國有財產ノ處分ニ關スル法律（法律第七八號）公布
スペイン・ブランコ政府は日獨伊の防

共協定に參加する事となり既に去る三

月二十七日ブルゴスに於て日獨伊三國代表者とスペイン政府當局との間に調印を了した。

警視廳工場課では来る五月一日から都下大工場で養成を開始する事になつた工

場、事業場技能者養成の具體案につき七日學科項目と教授時間配置を決定した國民登録を終へた二百名以上の從業員を有し十四歳以上十七歳未滿の少年工を全從

業員の百分の四（事業によつては百分の六）以上使用する工場に課せられるものでこの科程を修了した者は、他に修身、公民、教練を學ぶと青年學校卒業と同等の資格が與へられる。

任遞信大臣　内閣書記官長　田邊　治通
任拓務大臣　陸軍大將正三位　小磯　國昭
任内閣書記官長（一）

總理大臣秘書官　太田　耕造
イタリー軍は八日午前九時半アベニアの首都チラナに入城、イタリー公使館、宮城等に三色旗が翻翫と翻つた。

四月九日

時間配置は三年間に普通學科（國語、國史、數學、理科）が二百二十時間、工業學科（製圖、電氣工學、機械工學、作業法等九科目）が五百時間前後と決せられ、他に百二十時間の德育が加へられてゐる。

（一）南支方面において險惡なる天候に阻まれ久しう内陸深く突入の機會を得ざりし海軍航空隊の精銳部隊は八日折柄の晴間を利用して入佐少佐指揮の下に大舉して長驅支那空軍再建の重要な據點昆明を急襲。極めて熾烈なる防禦砲火を冒し同飛

四月八日

非訟事件手續法中改正（法律第七九號）

産金法中改正（法律第八〇號）利益配當審査委員會官制（勅令第一九一號）從業者雇入制限令施行規則（厚生省令第四號）

行場及び兵舎に巨弾の雨を降らせ、その大部分を完膚なきまでに爆破し更に地上機三十五臺を炎上、または大破したる外挑戦し來れる有力な敵の戰闘機約二十機と空中戦を交へ、中六機を擊墜、甚大なる戰果を收めたりしが我が方に被害なく

全機悉々基地に歸還せり（一）江蘇省東岸一帶を哨戒中なりし北支海軍航空隊○機は九日正午東臺において敵遊撃隊と作動中の敵機一機を發見直にこれを攻撃炎上せしめたり。

江北 江北地區の漢水戰線では、羅漢寺の北方地區に八日朝襲來せる敵を擊退し、敵は死體四十を残して漢水西方地區に敗走、また同時刻羅漢寺北方三キロの沈家場を轄はんとした約百の敵及び胡家城に來襲した三百の敵を待ち構へてゐた我が軍は、機先を制して、

何れも反撃に遭つて多大の損害を受けてゐる。

江南 江南地區では南昌を南進して瀕口渡、調家、山劉舒家の各線を占領せしる〇〇部隊は九日瓊溪市附近において敗兵をまとめて我が進撃を阻止せんとする敵を一舉に擊破し遺棄死體二百餘捕虜十七をあげたが捕虜の標識により

第十六師と第七十九師の二箇師と判明した、尙殘敵は武寧西方に敗走した、また他の一部隊は同地西方十六キロの三畠港附近において敵第十五師の敗残部隊二、三百を急襲し、西方及び北方に潰走せしめた。

第十六師と第七十九師の二箇師と判明した、尙殘敵は武寧西方に敗走した、また他の一部隊は同地西方十六キロの三畠港附近において敵第十五師の敗残部隊二、三百を急襲し、西方及び北方に潰走せしめた。

わが海軍航空隊の精銳は指揮官も同じ入佐少佐を陣頭に九日堂々の鶴翼を張り廣西省南寧を空爆し全機無事歸還した。

四月十一日

米穀配給統制法（法律第八一號）帝國鐵業開發株式會社法（法律第八二號）國際電氣通信株式會社法（法律第八三號）大日本航空株式會社法（法律第八四號）稅務署長ヲシテ會社利益配當及資金融通令ニ依ル事務ノ一部ヲ掌ラシムルノ件（勅令第一九四號）公布

内務省では三重、岐阜、福島、富山、岡山、熊本六縣における土木事務の増大に伴ひ右の各縣の土木課を土木部に昇格させることに決定、十一日告示同時に左の如く人事の發令を見た。

第三線に向つて攻撃中であるが、敵も

頑強に抵抗し自下交戦中。

四月十日

補三重縣土木課長 上井 兼吉

岐阜縣土木課長 平川 保一

補岐阜縣土木部長

福島縣土木課長 後藤 季總

補福島縣土木部長

富山縣土木課長 大島六七男

補富山縣土木部長

岡山縣土木課長 竹内 常八

補岡山縣土木部長

熊本縣土木課長 河合 清

補熊本縣土木部長

一、時刻部隊は八日午後一時半自洋流南

方任邱東北十六キロ鄭各莊に於て約四百の敵と遭遇交戦二十四時間の後、九

日午後一時完全に之を占領した、敵屍

營長以下四百名餘
一、雄縣警備の松本部隊は八日、同地西
方八キロ太陽附近で凡そ五百の敵を攻
撃東方に潰走せしめた、敵屍十
一、栗屋部隊は九日京漢線定縣西方八キ
ロ鄭村附近で凡そ二百の敵を攻撃潰走
せしめた、敵屍八

地市又街に肉薄した中山、布施各部隊は有利な地形を利用して頑強に抵抗する第十五兩師の殘敵を交へた敵に早晩に至るまで猛烈な銃砲火を浴びせ遂にこれを撃退し市街を完全に占領したのである、且下判明せる戰果は敵遺棄死體約五十、小銃十一、小銃彈約四千發、白米若干などである。

四月十二日

アルバニア新政體を決定する國民大會は十二日午後四時よりチラナで開かれる

がチアノ外相は右會議に出席のため十二日朝急遽同地に向つた、大體においてアルバニア王國はこの會議により獨立國としての存在を否定イタリーの一部として自治政府を建設すべく初代統監には派遣軍總司令官グツツォー＝將軍が一時的に就任する模様である、なほムツソリニ首相がチエンバレン英首相に對して親書を送りベルカンの情勢に關し重要保障を與へたとの情報に關しては當地官邊は否定も肯定もしてゐないが右は數次のチアノベース會見に際しイタリーのとつた態度を肯定するに止まりイタリーとしては飽くまで英佛今後の方針を監視するに止まつてゐる模様と見られる、英佛兩國が最近の既成事實を承認するに止まらずベルカン諸國の反伊大同盟結を拋棄しなければ地中海に關する實質的な改善はあり得ないわけで從つて行き過ぎた樂觀説は未だ時期尚早であるといはれる、但し一般には英佛としてもこれ以上事態を悪化せ

しめることを回避する方針に出るだらうと見てゐる。

、潰滅の淵に臨む蔣介石の所謂四月攻勢に呼應して旅長安華庭の率ゐる約三千の敵は京包線西方後套地區一帯に蟠居し我

に反撃の氣勢を示すに至つたので之が機先を制して敵の企圖を粉碎すべく我が○○部隊は十日行動を開始し快速を利して疾風迅雷。陰山々脈を抜いて猛進敵が反撃の據點となつたむ安北城（包頭西北八十キロ）に殺到奇襲に狼狽せる敵に對して猛攻を加へ十一日午後五時二十五分遂にこれを完全に占領城壁高く日章旗を翻した。

た。

京包線西方後套地區の重要な據點安北を

占領せる小林、藤村、大井、藤井、山口鳥内各快速部隊は息つく暇もなく安北城附近の殘敵を急追日没を利して頑強に抵抗する敵に猛攻を加へ夜半に至るも銃砲聲殷々として陰山々脈に響いてゐる。十一日午後十一時現在までに判明せる

戰果は敵遺棄死體三百、斃馬四十一、鹵獲品機關砲一、小銃手榴弾多數

四月十三日

チエンバレン英首相は十三日再開の下院において内外の注意を惹いた英國の地

中海政策を聲明し、先づイタリーがアルバニア征服に至るまでの經過並にイタリ政府との折衝の顛末を述べ今後の英國の對策につきギリシャに對する獨立保障トルコとの協力、スペインよりの伊義勇兵撤退の要求その他廣汎にわたり英國の態度を闡明した。

四月十四日

防共協定に西班牙國參加條約（條約第四號）公布

南京南方八十キロの高地附近に出没する敵の巢窟を殲滅するため○○部隊では七日から主力をあげて大規模な討匪を行ひ七日夜高地を占領多大の戰果をあげた、敵の死體千八、捕虜八、ほかに戦利品多數をあげたが敵は第五十二師、第五

十九師二個團、第百八、第百四十師各一個團と江南遊擊隊挺身遊擊隊新四軍等で合計六千、この内第五十二、第五十九兩師の如きは最近蔣介石の命により遊擊據點を我占據地近くに推進してゐたもので武器もフランス製小銃、ロシャ製輕如し抵抗せる敵は第百八、二十九、三十九、百十二師の一部遺棄死體約四百、うち將校二、下士五、鹵獲品重機關銃五、小銃十五、拳銃二、迫擊砲弾三百

開封と山西省赤色要衝の全面的奪還を指令した所謂支那の四月攻勢に對しては

我が軍は速早くも敵進出の出鼻を挫き山西奪還の夢は全く返り討に遭つて慚なく潰え去つた、行動開始の日より十二日までの戰果は、交戦回數六十五、交戦兵力一萬三千、敵の遺棄死體千三百十六名（うち將校五）捕虜九十三、鹵獲品重機關銃九、チエコ機關銃七、小銃二百五十八、その他彈藥多數、なほ我が軍の戰死傷は戰死下士五、兵二負傷九である。